

消ちゃんの防災アドバイス

(住宅用防災機器編) 第11号 平成17年11月 発行



重要! 消防法及び伊都消防組合火災予防条例により、全ての住宅に火災警報器等の設置が義務付けられます。

火災から大切な生命を守るために、住宅用火災警報器等を設置しましょう。

なぜ設置するの?



設置場所をチェック!!



1 寝室 CHECK
就寝に使用する部屋の天井又は壁面に設置します。

どんな方式があるの?

煙感知式(台所は定温式)

天井取り付け式



壁取り付け式



- 「電池を使うタイプ」と「家庭用電源(AC100V)を使うタイプ」があります。
- 「単独型」と「連動型」があります。

新築住宅

平成18年6月1日から設置必要

既存住宅

平成23年5月31日までに設置

簡単に取り付けられます。
特別な工事は不要!
高齢者や耳の不自由な方には、光の出る補助警報装置の増設が出来ます。
電池が少なくなった時も警報が鳴るので注意して下さい。
ホームセンターや電気店でも販売しています。

NSマーク付の製品が購入の目安!

機器購入に関するお問い合わせはこちらに

住宅防火対策推進協議会 <http://www.jubo.go.jp/index2.html>
[上記サイトの販売店リストをご覧ください]

住宅用火災警報器に関するご質問などは、下記の「住宅用火災警報器相談室」へ、お気軽にご相談ください。

フリーダイヤル)0120-565-911

受付時間:月曜から金曜までの午前9時から午後5時(12時から1時を除く)(土、日及び祝祭日は休み)

悪質な訪問販売(不適正な価格・無理強い販売など)にご注意



住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として不適正な価格(市場価格を超える高額な価格)による販売を行う業者にご注意下さい。
(火災警報器は、クーリングオフの対象です。)
国の技術基準に適合しない住宅用火災警報器等は購入しないようにしましょう。
(日本消防検定協会の鑑定品には、「鑑定マーク」がついています。製品を購入される際の目安としてください。)



注意!

伊都消防組合消防本部

〒649-7113 和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺 126-12 0736-22-0119 FAX0736-22-1215

<http://www.ito119.or.jp/> (伊都消防組合のホームページでも紹介しています。)